

北海道告示第 10084 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項第二号の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和 5 年 1 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

1（1）免許の取消しをした年月日

令和 5 年 1 月 17 日

（2）免許の取消しを受けた建築士の氏名

ア 氏名

滝山 武夫

イ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士

ウ 登録番号

北海道知事登録第（石）4236 号

（3）免許の取消しの理由

建築士法第 9 条第 1 項第二号に該当するため。